

6 住宅改修費

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
居宅生活動作 補助用具	(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害者であつて、障害程度等級が3級以上のもの(学齢児以上) (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	障害者等の移動等を円滑にする用具を設置するための次の小規模な住宅改修。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取換え (5) 洋式便器等への便器の取換え (6) その他(1)から(5)に付帯して必要となる住宅改修取換え	—	200,000

備考

- 1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に順次取り扱うものとする。
- 3 居宅生活動作補助用具の支給については、介護保険法に規定する住宅改修費の支給基準に準ずるものとする。